

令和5年度 第6回 美郷町農業委員会議事録

令和5年度 第6回 美郷町農業委員会議事録

日時：令和5年9月27日（水）

9：30～11：00

場所：みさと館 3階多目的室

農業委員 6人（欠席委員 人）

1. 山田 昇	2. 山田 裕志	3. 烏田 裕一
4. 渡邊 民雄	5. 大草 美智江	6. 新田 晋太郎

農地利用最適化推進委員 7人（欠席委員 1人）

7. 浅原 譲	8. 坪内 博	9. 梅原 富雄
10. 黒川 民次郎	11. 野田 祐司	12. 佐和 克彦（欠）
13. 梅田 信雄		

オブザーバー 公益財団法人しまね農業振興公社 農地集積相談員 松崎寿昌

事務局 農業委員会 事務局長 吾郷真彦・主任 宇山俊輔

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 新田晋太郎委員・山田裕志委員

第2 議事

議案第1号 農地中間管理事業法第19条の2（農用地利用集積計画の公告）について

議案第2号 非農地判断について

報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）について

報告第2号 農地法第4条（届出）について

報告第3号 農地法第5条（届出）について

第3 その他報告事項

<p>会 長</p>	<p>皆さんおはようございます。大変お疲れ様でございます。今日はその他事項で書いてありますけれど、先日新聞でも報道されていましたが、ソーラーシェアリングという方法を利用してゼロカーボン農業を実施するというので、25日に臨時議会において嘉戸町長が提案されまして説明されたところです。後半で皆さんに周知したいということで、後ほど時間を取っていきたくと思います。あんまり質問しても私たちもあまりわからないので、こういうものだとすることを理解してもらえればと思います。</p> <p>それでは議事の方に入らせていただきます。議事録署名者は6番委員さんと2番委員さんをお願いします。本日は12番委員さん欠席でございます。議案第1号について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>皆さんおはようございます。まず議案第1号、農地中間管理事業法第19条の2の農地利用集積計画一括方式の説明をします。本日配っております。こちらの場所としましては滝原◎◎◎◎他計2筆です。登記簿地目、現況地目共に畑で面積は合計4,261㎡です。貸付人は横浜市在住の○○○○さん、借受人は有限会社●●●●です。こちらはしまね農業振興公社を通じての者です。期間は令和5年10月1日から令和15年9月30日ということになっております。次のページに場所の地図があります。場所は滝原の△△△△さんの家の周りです。○○○○さんは△△△△さんの息子さんです。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。という説明がありました。何か皆さん説明はありますか？これは新規ですか？</p>
<p>事 務 局</p>	<p>これは更新ですね。前は基盤強化法としてしておりましたが、今回はしまね農業振興公社を通しての契約になっています。</p>
<p>会 長</p>	<p>意見のある方。これ皆さん△△△△さんのところは誰もおられないですか？</p>
<p>9 番 委 員</p>	<p>居られないんじゃないですかね？</p>
<p>事 務 局</p>	<p>△△△△さんのお母様が居られます。80代か90代か。まだ在宅でおられます。</p>

会 長	娘さんは？
13番委員	娘さんは、学校の先生で、中学校の美術の先生だったと思います。
会 長	はい、そういうことでそれでは意見が内容ですので採決を取りたいと思います。議案第1号の賛成の方の挙手をお願いします。  (農業委員全員挙手)
会 長	はいありがとうございます。議案第1号は承認されました。続きまして議案第2号非農地判断について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	今回非農地判断については3件出ております。まず1件目ですけども、酒谷◎◎◎◎、登記簿及び現況地目は畑です。面積は118㎡、所有者は広島市在住の○○○○さんです。 続きまして、浜原●●●●と滝原▼▼▼▼、登記簿地目は畑、現況地目は山林原野と畑です。面積は54㎡と349㎡、所有者は浜原の▲▲▲▲さんです。 3件目ですけれど、吾郷□□□□他計6筆、登記簿地目は畑と田が入り混じっております。面積は合計4,523㎡です。持ち主は吾郷在住の■ ■ ■ ■ ■ さんです。 次のページに農業委員さん、推進委員さんにそれぞれ現地確認していただいた写真を載せております。位置図ですが別に資料がございます、それぞれに位置図が付けております。以上です。
会 長	はいありがとうございます。それでは一つずついきましょうか。現地確認をしておりますので、酒谷の件については、私と9番委員さんで行ってまいりました。5ページにあるのが現地の様子です。以前はこの隣の方が○○○○さんの土地を借りて畑を作っておられましたが、もう誰もおられなくなってからかなり経過してご覧のように草が生い茂って原野のようになっている状態でした。漢字としては畑に戻すということは難しい状況かなという状態でございました。続いて2番目の浜原の▲▲▲▲さんの農地については、9番委員さんと一緒に行きましたので、9番委員さん意見をお願いします。
9番委員	先般会長と現地に行きました。この農地も致し方ないかなと思いまし

	た。以上です。
会 長	続いて3番目、吾郷の■■■■さんの件について3番委員さん、現地確認の状況をお願いします。
3番委員	現地確認に行きまして、元畑や田に木とかが生えている状態で農地として使えないかなと思いました。
事務局	ちなみのこちらですけども、平成30年の大水害の際に吾郷の方は堤防の方まで水が来ておりまして、かなり水路とかかなり壊れたんですけども、持ち主さんとしては再度田とかを利用する意思がないということで、結局このままになっていたということです。
会 長	平成30年？5年までということ？
事務局	2018年ですから5年前ということになります。
会 長	それ以降荒れているということは、ちょっと短いな。時期的に大丈夫かな？5年ぐらいで。という報告がありましたが、皆様のご意見はどうでしょうか。非農地判断ということですから、農地から外すということですよ。ちょっと先ほど言いましたけれど、5年というのは早すぎじゃないか？
事務局	早いといえますか、時期的にはかなり。
会 長	私の判断で行くと、重機を入れなければ復旧できないとか、ちょっと草刈りをすれば元に戻るとか、というような段階的な判断があったよな。
3番委員	重機とか入れなければ無理ですよ。木もこんなに太いのが生えているので。
会 長	木の太いやつか。今頃は文面などに昭和20何年ごろからとかモデルがあつて、これはどのように書いて出す？
事務局	土地としては雑種地としてみるしかないかなと。

会 長	他のところは仕方ないにしても、■■■■さんのところは引っかからないところがないわけでも。農地集積相談員さん、どう思われます？
農地集積相談員	微妙な案件ですよね。現況が現況ならなかなか復活は難しいですけど。
会 長	これはほかに活用することはないんだね？水害があるからダメということ？
事 務 局	結構最近では平成30年と令和2年、令和3年と水害がありまして、ここは堤防の外になりますので、そういうことがあれば再度耕作しようとしても無理かなど。
会 長	わかりました。
7 番 委 員	隣では何か作っている？
3 番 委 員	あの周り一体林になっています。
7 番 委 員	それなら無理だな。水害には。
会 長	<p>どんどん意見を言ってください。そういうことを考慮して認めるということでしょうかね。わかりました。他にご意見が内容ですので採決を取ります。それでは議案第2号について賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(出席農業委員全員挙手)</p>
会 長	はい、全員賛成ということで議案第2号も承認されました。あと報告事項ですので事務局の方でお願いします。
事 務 局	では報告第1号、農地法第3条の3、相続などによる登記の移動です。こちら1件ありまして、高畑◎◎◎◎他計6筆、登記簿地目現況地目として田、畑等あります。面積は合計4,566㎡。元の所有者は高畑●●●●さんでしたが、相続人の○○○○さんの方へ所有者の

	<p>死亡による相続があり、それによる届け出です。次の場所に位置図がありまして、高畑というよりオケ原、邑智保育園や消防署の川向かいになります。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>続けて全部お願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第2号ですね、農地法第4条の届け出。1件ほどありまして、久保▲▲▲▲、登記簿及び現況地目は畑、面積は154㎡です。申し出者は浜原の▽▽▽▽さんで、そもそも本人のご実家であった久保の家の前の畑の方を農業用車両の倉庫を作りたいということで、届け出がありました。面積も200㎡を下回りますので、こういう届け出を出されました。こちら次のページに位置図がありまして、その次のページに3番委員さんと11番委員さんに現地確認をしてもらっています。</p>
	<p>続きまして報告第3号、農地法第5条の届け出。こちらは使用賃借権で比敷■ ■ ■ ■、登記簿地目現況地目とも畑で、面積は1,349㎡のうち220.8㎡、もともとの所有者は広島市在住の□ □ □ □さんですが、◆ ◆ ◆ ◆株式会社が特別高圧送電線の張替工事のために届け出を出されました。位置図としては次のページに出ております。比敷の◇ ◇ ◇ ◇さんの家のところからちょっと入ったところの畑です。現地確認も7番委員さんにしてもらっています。この時には実際に◆ ◆ ◆ ◆株式会社に立ち合いで現地確認をしております。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上報告がありました。なにかご意見ございますか？ ● ● ● ●さんは亡くなられた？</p>
<p>事 務 局</p>	<p>そうですね。</p>
<p>会 長</p>	<p>知らなかったな。▽▽▽▽さんは今浜原におられますが、ここ何か利用するの？</p>
<p>事 務 局</p>	<p>まあ親戚さんとか来られるときに場所がないとかという話がありました。</p>
<p>会 長</p>	<p>家に上がるところの三角のところ？</p>

事務局	はいそうです。
会長	まあ200㎡以下だからいいけど、えらい遠い所に。はい、という報告でございました。以上で議事の方については終わりました。  (その後、9月25日開催の町臨時議会における「美郷町におけるゼロカーボン農業モデルの取組について」の町ホームページに上がっている映像を出席委員で見て、その後諸報告をして閉会)

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会 長 山田 昇

議事録署名者 新田 晋太郎

議事録署名者 山田 裕志